



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間		
運転起動 高温停止	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>9</sup> とともに、その他設備 <sup>13</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに	<p>【要求される措置 B の考え方】</p> <p>低圧注水系と共用する配管又は弁が故障した場合は、低圧代替注水系（可搬型）及び低圧注水系がともに動作不能となるため、要求される措置 A 1 が実施不可となる。そのため、保安規定変更に係る基本方針には記載していないが、安全上有効と考えられる措置を設定し、保安規定第 39 条（非常用炉心冷却系その 1）で低圧注水系 1 系列が動作不能となった場合と同様に「10 日間」の完了時間を設定する。</p> <p>B 1. A 1. 1., A 2. 1. と同様。ただし、低圧注水系 1 系列が動作不能の状態であることから、残りの低圧注水系 2 系列（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</p> <p>B 2. 1. A 1. 2. と同様。</p> <p>B 2. 2. A 2. 2. と同様。</p> <p>B 3. 当該系統を復旧する。完了時間は保安規定第 39 条（非常用炉心冷却系その 1）で定める低圧注水系 1 系列が動作不能の場合の完了時間「10 日間」を準用する。</p> <p>C 1., C 2. 既保安規定と同様の設定とする。</p>	
		及び B 2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>11</sup> が動作可能であることを確認する。	3 日間		
		又は B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>12</sup> が動作可能であることを確認する。	3 日間		
C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。	2 4 時間			
	及び C 2. 当直長は、低温停止にする。	3 6 時間			
低温停止 燃料交換 <sup>14</sup>	A. 低圧代替注水系（可搬型）が動作不能の場合 又は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		<p>【低温停止、燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）】</p> <p>A 1. 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>A 2. 原子炉が停止している状態であり、保安規定第 40 条（非常用炉心冷却系その 2）で要求される非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）のうち何れか 1 系列が動作可能であることを“速やかに”起動し確認する。高圧炉心注水系及び低圧注水系（非常用ディーゼル発電機含む）は、原子炉低圧時に十分な注水量を確保でき、かつ低圧代替注水系（可搬型）に対して独立性を確保できることから採用した。また、原子炉停止中における崩壊熱相当の注水量が確保できる重大事故等対処設備の常設注水設備である低圧代替注水系（常設）により注水ができることを“速やかに”至近の記録により確認する。</p>
		及び A 2. 当直長は、第 40 条で要求される非常用炉心冷却系 <sup>15</sup> 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>9</sup> とともに、その他の設備 <sup>15</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに		
<p>9：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>10：残りの低圧注水系 2 系列及び非常用ディーゼル発電機 3 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>11：高圧炉心注水系をいう。</p> <p>12：消火系による低圧注水をいう。</p> <p>13：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機 2 台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>					

記載の適正化

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考
<p>14：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</li><li>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</li></ul> <p><del>15：自動減圧系を除く。</del></p> <p>15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>		記載の適正化

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																																								
<p>表66-5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>66-5-1 格納容器圧力逃がし装置 (1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="240 533 1317 632"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置</td> <td>格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること<sup>1 2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="240 678 1317 1430"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">運転 起 動 高 温 停 止</td> <td>フィルタ装置</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>ラプチャーディスク</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>遠隔空気駆動弁操作ポンベ</td> <td>2本<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>スクラバ水pH制御設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ドレン移送ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ドレンタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水素濃度</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>可搬型窒素供給装置</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプ(A-2級)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源設備</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。 2：原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。 3：「66-5-2 耐圧強化ベント系」の遠隔空気駆動弁操作ポンベを兼ねる。 4：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 5：「66-5-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 6：「66-19-1 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)」において運転上の制限等を定める。 7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目	運転上の制限	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること <sup>1 2</sup>	適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転 起 動 高 温 停 止	フィルタ装置	1個	よう素フィルタ	2個	ラプチャーディスク	2個	遠隔空気駆動弁操作ポンベ	2本 <sup>3</sup>	スクラバ水pH制御設備	1式	ドレン移送ポンプ	1台	ドレンタンク	1基	フィルタ装置出口放射線モニタ	4	フィルタ装置水素濃度	4	可搬型窒素供給装置	5	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)	6	可搬型代替交流電源設備	7	可搬型直流電源設備	8	常設代替交流電源設備	9	常設代替直流電源設備	10	代替所内電気設備	11	<p>設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第四十八条（1.5） 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十条（1.7） 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十二条（1.9）が該当する。 また、技術的能力審査基準1.13の手順で使用する。</p> <p>運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう、常設重大事故等対処設備である格納容器圧力逃がし装置が動作可能であることを運転上の制限とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第四十八条（1.5） 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備（手順等）」として、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設ける（手順等を定める）こと。</li> <li>設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十条（1.7） 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備（手順等）」として、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設ける（手順等を定める）こと。</li> <li>設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十二条（1.9） 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備（手順等）」として、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設ける（手順等を定める）こと。</li> <li>技術的能力審査基準1.13 「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」として設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保することに加えて、設計基準事故及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために、必要な手順等を定めること。</li> </ul> <p>格納容器圧力逃がし装置は系統内での水素燃焼を防止するため、格納容器内を窒素封入し、酸素濃度を1.8%以下に管理することが要求されるが、格納容器内への窒素封入はドライウェル点検後速やかに実施するため、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動になるまでの期間は運転上の制限を適用しない。</p> <p><b>格納容器圧力逃がし装置と耐圧強化ベント系は共用する弁及び配管等が存在することから、LCO判断を速やかに実施することができるよう、以下の通り、主要な弁が動作不能となった場合について、LCO逸脱となる条文を整理する。</b> <b>なお、記載している条文のみがLCO逸脱となることを示すものではないため、必要に応じて他条文も確認する。</b></p>	<p>コメントNo.169</p>
項目	運転上の制限																																									
格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置が動作可能であること <sup>1 2</sup>																																									
適用される原子炉の状態	設備	所要数																																								
運転 起 動 高 温 停 止	フィルタ装置	1個																																								
	よう素フィルタ	2個																																								
	ラプチャーディスク	2個																																								
	遠隔空気駆動弁操作ポンベ	2本 <sup>3</sup>																																								
	スクラバ水pH制御設備	1式																																								
	ドレン移送ポンプ	1台																																								
	ドレンタンク	1基																																								
	フィルタ装置出口放射線モニタ	4																																								
	フィルタ装置水素濃度	4																																								
	可搬型窒素供給装置	5																																								
	可搬型代替注水ポンプ(A-2級)	6																																								
	可搬型代替交流電源設備	7																																								
	可搬型直流電源設備	8																																								
	常設代替交流電源設備	9																																								
	常設代替直流電源設備	10																																								
代替所内電気設備	11																																									



保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																												
<p>8:「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>9:「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>10:「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>11:「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<table border="1" data-bbox="1427 289 2457 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="1427 289 1676 436">弁名称</th> <th data-bbox="1676 289 1801 436">格納容器 圧力逃がし装置 (66-5-1)</th> <th data-bbox="1801 289 1926 436">耐圧強化 ベント系 (66-5-2)</th> <th data-bbox="1926 289 2457 436">備考 (動作不能判断)</th> </tr> <tr> <th colspan="4" data-bbox="1427 436 2457 468">要求される状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1427 468 1676 541">一次隔離弁(ドライ ウェル側)</td> <td data-bbox="1676 468 1801 541">開</td> <td data-bbox="1801 468 1926 541">開</td> <td data-bbox="1926 468 2457 541">開できない場合FCVS及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 541 1676 646">一次隔離弁 (サブプレッション・ チェンバ側)</td> <td data-bbox="1676 541 1801 646">開</td> <td data-bbox="1801 541 1926 646">開</td> <td data-bbox="1926 541 2457 646">開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 646 1676 720">二次隔離弁</td> <td data-bbox="1676 646 1801 720">開</td> <td data-bbox="1801 646 1926 720">開</td> <td data-bbox="1926 646 2457 720">開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 720 1676 898">フィルタ装置入口弁</td> <td data-bbox="1676 720 1801 898">開</td> <td data-bbox="1801 720 1926 898">開</td> <td data-bbox="1926 720 2457 898">開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2はLCO逸脱とはならない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 898 1676 1066">耐圧強化ベント弁</td> <td data-bbox="1676 898 1801 1066">閉</td> <td data-bbox="1801 898 1926 1066">開</td> <td data-bbox="1926 898 2457 1066">開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2はLCO逸脱とはならない</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1397 1104 2457 1276">格納容器圧力逃がし装置は、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるため、また原子炉格納容器内における水素爆発を防止するために必要な設備であり、原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間を機能維持期間として適用する必要があることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動及び高温停止」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))</p> <p data-bbox="1397 1325 1611 1356">に含まれる設備</p> <p data-bbox="1397 1404 2457 1854">フィルタ装置は1個、よう素フィルタは2個、ラブチャーディスクは2個、ドレンタンクは1基設置されており、これらの数を所要数とする。 遠隔空気駆動弁操作ポンベは排出経路の隔離弁のうち、空気作動弁に供給する一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)の2弁にて系統構成が可能であるため、2本を所要数とする。フィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁の操作ポンベについては流路構成に不要なため、所要数に含めないこととした。なお、一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)の操作ポンベについては、耐圧強化ベント系の遠隔空気駆動弁操作ポンベと所要数を兼ねる。 スクラバ水pH制御設備は必要な1式を所要数とする。なお、スクラバ水pH制御設備1式とは、スクラバ水pH制御設備用ポンプ1台、必要なホース及び水酸化ナトリウム(□ □L以上)をいう。 ドレン移送ポンプは1台で必要容量を有するため、1台を所要数とする。 (添付-2)</p>	弁名称	格納容器 圧力逃がし装置 (66-5-1)	耐圧強化 ベント系 (66-5-2)	備考 (動作不能判断)	要求される状態				一次隔離弁(ドライ ウェル側)	開	開	開できない場合FCVS及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱	一次隔離弁 (サブプレッション・ チェンバ側)	開	開	開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱	二次隔離弁	開	開	開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱	フィルタ装置入口弁	開	開	開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2はLCO逸脱とはならない	耐圧強化ベント弁	閉	開	開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2はLCO逸脱とはならない	<p data-bbox="2487 300 2730 331">コメントNo.169</p>
弁名称	格納容器 圧力逃がし装置 (66-5-1)	耐圧強化 ベント系 (66-5-2)	備考 (動作不能判断)																											
要求される状態																														
一次隔離弁(ドライ ウェル側)	開	開	開できない場合FCVS及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱																											
一次隔離弁 (サブプレッション・ チェンバ側)	開	開	開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱																											
二次隔離弁	開	開	開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱																											
フィルタ装置入口弁	開	開	開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2はLCO逸脱とはならない																											
耐圧強化ベント弁	閉	開	開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 閉できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2はLCO逸脱とはならない																											

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考				
66-5-2 耐圧強化ベント系  (1) 運転上の制限 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐圧強化ベント系</td> <td>耐圧強化ベント系が動作可能であること<sup>1 2</sup></td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系が動作可能であること <sup>1 2</sup>	設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第四十八条（1.5） 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十二条（1.9）が該当する。  運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）  以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう、常設重大事故等対処設備である耐圧強化ベント系が動作可能であることを運転上の制限とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）） ・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第四十八条（1.5） 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備（手順等）」として、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備を設ける（手順等を定める）こと。 ・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十二条（1.9） 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備（手順等）」として、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を設ける（手順等を定める）こと。  耐圧強化ベント系に対して、格納容器圧力逃がし装置は同等な性能を有するとともに、上記基準要求も満足可能であることから、耐圧強化ベント系が動作不能の場合でも、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。（添付-2）	
項目	運転上の制限						
耐圧強化ベント系	耐圧強化ベント系が動作可能であること <sup>1 2</sup>						
適用される原子炉の状態	設備	所要数					
運転 起 動 高 温 停 止	遠隔空気駆動弁操作ポンベ <sup>3</sup>	4本					
	可搬型窒素供給装置	4					
	フィルタ装置水素濃度	5					
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	5					
	可搬型代替交流電源設備	6					
	可搬型直流電源設備	7					
	常設代替交流電源設備	8					
	常設代替直流電源設備	9					
	代替所内電気設備	10					
1：必要な弁（遠隔手動弁操作設備含む）及び配管を含む。 2：耐圧強化ベント系が動作不能の場合は、格納容器圧力逃がし装置が動作可能であることを確認し、動作可能であれば運転上の制限を満足しているとみなす。 3：「66-5-1 格納容器圧力逃がし装置」の遠隔空気駆動弁操作ポンベを兼ねる。 4：「66-5-3 可搬型窒素供給装置」において運転上の制限等を定める。 5：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。 6：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 7：「66-12-5 可搬型直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。 9：「66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。 10：「66-12-6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。		格納容器圧力逃がし装置と耐圧強化ベント系は共用する弁及び配管等が存在することから、LCO判断を速やかに実施することができるよう、以下の通り、主要な弁が動作不能となった場合について、LCO逸脱となる条文を整理する。 なお、記載している条文のみがLCO逸脱となることを示すものではないため、必要に応じて他条文も確認する。	コメントNo.169				
弁名称	格納容器圧力逃がし装置 (66-5-1)	耐圧強化ベント系 (66-5-2)	備考 (動作不能判断)				
	要求される状態						
一次隔離弁（ドライウェル側）	開	開	開できない場合FCVS及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱				
一次隔離弁（サブプレッション・チェンバ側）	開	開	開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱				
二次隔離弁	開	開	開できない場合FCSV及び耐圧強化ベントが動作不能となり66-5-1及び66-5-2がLCO逸脱				
フィルタ装置入口弁	開	開	開できない場合FCVSが動作不能となり66-5-1がLCO逸脱 開できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが、FCVSが動作可能であるため66-5-2は				

保安規定 第66条 条文	記載の説明			備考												
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="240 1087 1317 1444"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 必要な電動駆動弁, 空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また, 動作確認後, 動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</td> <td>定検停止時</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 遠隔空気駆動弁操作作用ポンペが使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 必要な電動駆動弁, 空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また, 動作確認後, 動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定検停止時	当直長	2. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 遠隔空気駆動弁操作作用ポンペが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	耐圧強化ベント弁	閉	開	
	項目	頻度	担当													
1. 必要な電動駆動弁, 空気駆動弁及び遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また, 動作確認後, 動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定検停止時	当直長														
2. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 耐圧強化ベント系が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長														
3. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 遠隔空気駆動弁操作作用ポンペが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長														
<p>LCO逸脱とはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>閉できない場合 FCVS が動作不能となり 66-5-1 が LCO 逸脱</li> <li>開できない場合耐圧強化ベントが動作不能となるが, FCVS が動作可能であるため 66-5-2 は LCO 逸脱とはならない</li> </ul> <p>耐圧強化ベント系は, 原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるため, また原子炉格納容器内における水素爆発を防止するために必要な設備であり, 原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間を機能維持期間として適用する必要があることから, 適用される原子炉の状態は「運転, 起動及び高温停止」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))</p> <p>に含まれる設備</p> <p>遠隔空気駆動弁操作作用ポンペは, 耐圧強化ベント系の排出経路に設置された隔離弁のうち空気駆動弁に供給するため, 4本を所要数とするがフィルタ装置入口弁及び耐圧強化ベント弁については操作作用ポンペからの供給がない状態においても格納容器圧力逃がし装置は系統構成が可能であり, 動作可能である。なお, 一次隔離弁(ドライウェル側)及び一次隔離弁(サブプレッション・チェンバ側)の操作作用ポンペについては, 格納容器圧力逃がし装置の遠隔空気駆動弁用操作ポンペと所要数を兼ねる。(添付-3)</p> <p>適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)</p> <p>a. 性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。)</p> <p>項目1が該当。 耐圧強化ベント系の排出経路に設置された隔離弁は, 原子炉運転中は格納容器バウンダリを維持することが要求されるため, 定検停止時に開閉試験を実施する。</p> <p>項目1については, 中央性制御室からの遠隔操作で必要な弁を開弁できることを確認する。空気駆動弁については, 遠隔空気駆動弁操作作用ポンペ内の窒素消費による重大事故等時使用可能窒素量の減少を考慮し, 計装用圧縮空気系等を使用して現場操作で開弁できることを確認する。 また, 遠隔手動弁操作設備により開弁できることを確認する。</p> <p>b. 動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。)</p> <p>項目2, 3が該当。 原子炉運転中は隔離弁の動作確認はできないため, 状態確認等により使用可能であることを確認する。 項目3については, 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方に基づき3ヶ月に1回, 動作可能であることを確認する。</p>																

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																					
<p>表66-8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>66-8-1 静的触媒式水素再結合器 ①</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="240 493 1308 632"> <thead> <tr> <th>項目 ②</th> <th>運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="240 674 1308 957"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態 ④</th> <th>設備 ⑤</th> <th>所要数 ⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換<sup>※1</sup></td> <td>静的触媒式水素再結合器</td> <td>5 6 個</td> </tr> <tr> <td>静的触媒式水素再結合器動作監視装置</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。            (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合            (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※2：「66-13-1 主要パラメータ及び代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="240 1381 1308 1703"> <thead> <tr> <th>項目 ⑦</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>※3</sup>において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。            (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合            (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	項目 ②	運転上の制限 ③	静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること	適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥	運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	静的触媒式水素再結合器	5 6 個	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2	項目 ⑦	頻 度	担 当	1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定検停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十三条（1. 10）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階でも維持できるよう、常設重大事故等対処設備である静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））</p> <p>・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十三条（1. 10）            「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備（手順等）」として、炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備を設ける（手順を定める）こと。</p> <p>④ 静的触媒式水素再結合器及び静的触媒式水素再結合器動作監視装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備であり、原子炉内に燃料を装荷している期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間とするが、原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合は、保有水量が多く燃料プール代替注水系にて注水可能であること、また原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合は、燃料プール代替注水系により使用済燃料プール水位が維持可能であるため除くこととし、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）」とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 静的触媒式水素再結合器は、原子炉格納容器からの水素ガス漏えい量を想定し、5 6 個設置されている。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1）、添付-2）</p> <p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4. 2）</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。）            項目1が該当。            静的触媒式水素再結合器動作監視装置の定期検査時の確認事項は、触媒カートリッジの機能確認を行い水素処理能力を確認する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。）            項目2が該当。</p> <p>「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき常設設備は1ヶ月に1回、外観点検にて動作可能であることを確認する。</p>	<p>コメントNo.172</p>
項目 ②	運転上の制限 ③																						
静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること																						
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥																					
運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※1</sup>	静的触媒式水素再結合器	5 6 個																					
	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2																					
項目 ⑦	頻 度	担 当																					
1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定検停止時	原子炉GM																					
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>※3</sup> において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																					



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
(3) 要求される措置				<p>⑧ 運転上の制限を満足していない場合の条件を記載する。 静的触媒式水素再結合器及び静的触媒式水素再結合器動作監視装置は、1N要求設備であるため、動作可能な個数が所要数未満となった場合を条件として記載する。</p> <p>⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))</p> <p><b>【運転、起動及び高温停止】</b></p> <p>A1. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設備が動作可能であることを確認することが基本的な考え方であるが、静的触媒式水素再結合器は重大事故等緩和設備のため、もともとの設計基準事故対処設備に該当するものがない。このため、静的触媒式水素再結合器に期待する機能である「炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する」ことの前段階である炉心損傷防止の観点で最も実効的な設計基準事故対処設備を確認対象として選定することとし、具体的には低圧注水系が動作可能であることを“速やかに”確認する。</p> <p>A2. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備(原子炉建屋トップベント)が動作可能であることを確認する。完了時間は設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する観点から、原子炉建屋トップベントを開放し、原子炉建屋オペレーティングフロア天井部の水素ガスを大気へ排出することで、原子炉建屋内における水素ガスの滞留を防止できるため、静的触媒式水素再結合器の機能を代替できる。(添付-3)</p> <p>A3. 当該設備を動作可能な状態に復旧する。完了時間は、当該機能を補完する自主対策設備が動作可能である場合のAOT上限である「10日間」とする。</p> <p>B1., B2. 既保安規定と同様の規定とする。</p>	<p>コメントNo.172</p>
適用される原子炉の状態	条件 ⑧	要求される措置 ⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>*4</sup> とともに、その他設備 <sup>*5</sup> が動作可能であることを確認する。	速やかに		
		及び A2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 <sup>*6</sup> が動作可能であることを確認する。	3日間		
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間		
		B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間		
		及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間		

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態・条件 ⑧	条件 ⑧	要求される措置 ⑨	完了時間		
冷温停止燃料交換※7	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が <b>所要数を満足していない場合</b>	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、 <b>第40条で要求される非常用炉心冷却系※8</b> 1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、 <b>その他設備※9</b> 残りの非常用炉心冷却系が動作可能※8であることを確認する。 及び A3. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※6が動作可能であることを確認する。 及び A4. 当直長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であること及び水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに  速やかに  速やかに  速やかに	<p>【冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）】</p> <p>A1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>A2. 【運転、起動及び高温停止】におけるA1.と同様の考え方で、炉心損傷防止の観点から、保安規定第40条（非常用炉心冷却系その2）で要求される非常用炉心冷却系が動作可能であることを“速やかに”確認する。</p> <p>A3. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備が動作可能であることを“速やかに”確認する。</p> <p>A4. 原子炉内から全燃料が取出された場合も考慮し、使用済燃料プールの水位及び温度の確認を“速やかに”行い使用済燃料プールに異常がないことを確認する。</p>	<p>コメントNo.172</p> <p>記載の適正化</p>
<p>※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※5：残りの低圧注水系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：原子炉建屋トップベントをいう。</p> <p>※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※8：自動減圧系を除く。</p> <p>※8：他の非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）のうち何れか1系列をいい、動作可能とは、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>					

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考								
表66-11 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備  66-11-1 重大事故等収束のための水源  (1) 運転上の制限		設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13)が該当する。  運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)  設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13)で要求されているサブプレッション・チェンバ、ほう酸水貯蔵タンクについては、以下に示すとおり、他の保安規定条文にて必要な機能は担保されていることから、他条文にて整理する。 ・サブプレッション・チェンバ:保安規定第46条(サブプレッションプールの水位)で整理する。 ・ほう酸水貯蔵タンク:66-2-3(ほう酸水注入系)で整理する。  以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、重大事故等の対処において、炉心注水や格納容器スプレイ等を実施する場合の水源である復水貯蔵槽の水量が所要値以上であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))  ・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十六条(1.13) 「重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備(手順等)」として設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保することに加えて、設計基準事故及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために、必要な設備を設ける(手順等を定める)こと。  なお、 <b>原子炉隔離時冷却系又は</b> 高圧代替注水系の確認運転等に伴う保有水量減少について、その確認行為を阻害しないために確認運転開始から確認運転終了後24時間までは運転上の制限を適用しない。24時間の除外期間については、保安規定第46条(サブプレッションプールの水位)で規定されている原子炉隔離時冷却系の運転確認等時の除外期間を準用した。  復水貯蔵槽は、重大事故等発生時の炉心注水や格納容器スプレイ等の水源として使用する設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間を機能維持期間とするが、原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合は、保有水量が多く燃料プール代替注水系にて注水可能であること、また原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合は、燃料プール代替注水系により使用済燃料プール水位が維持可能であるため除くこととし、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合)」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))  に含まれる設備  原子炉運転中の有効性評価のうち復水貯蔵槽の水位低下量が最も大きい「高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱」において、復水貯蔵槽の水位は初期から最大で約11.7m低下する。従って、復水移送ポンプのトリップ水位にこの低下分を加算した「12.7m」を原子炉の状態が運転、起動及び高温停止の保安規定に定める運転上の制限の所要値とする。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等収束のための水源</td> <td>復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること<sup>1</sup></td> </tr> </tbody> </table>				項目	運転上の制限	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること <sup>1</sup>				
項目	運転上の制限										
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること <sup>1</sup>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>12.7m</td> </tr> <tr> <td>冷温停止 燃料交換<sup>2</sup></td> <td>復水貯蔵槽</td> <td>4.4m</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要値	運転 起動 高温停止	復水貯蔵槽	12.7m	冷温停止 燃料交換 <sup>2</sup>	復水貯蔵槽	4.4m	
適用される原子炉の状態	設備	所要値									
運転 起動 高温停止	復水貯蔵槽	12.7m									
冷温停止 燃料交換 <sup>2</sup>	復水貯蔵槽	4.4m									
(2) 確認事項											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換<sup>2</sup>において、復水貯蔵槽の水位を確認する。</td> <td>24時間に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>2</sup> において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長				
項目	頻度	担当									
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 <sup>2</sup> において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回	当直長									
1: <b>原子炉隔離時冷却系又は</b> 高圧代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。 2: <b>原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</b> (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合											

コメントNo.173

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考																																									
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転 起動 高温停止</td> <td rowspan="4">A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合</td> <td>A1. 当直長は、サプレッション・チェンバ水位が規定値以上であることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A2. 当直長は、サプレッションプールを水源とした非常用炉心冷却系<sup>3</sup>2系列を起動し、動作可能であることを確認する<sup>4</sup>。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備<sup>5</sup>が動作可能であることを確認する。</td> <td>3日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 当直長は、高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>及び</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>B2. 当直長は、冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、サプレッション・チェンバ水位が規定値以上であることを確認する。	速やかに	及び		A2. 当直長は、サプレッションプールを水源とした非常用炉心冷却系 <sup>3</sup> 2系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>4</sup> 。	速やかに	及び				A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>5</sup> が動作可能であることを確認する。	3日間			及び				A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	30日間			及び			B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間		及び				B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間	<p>原子炉停止中の有効性評価のうち復水貯蔵槽の水位低下量が最も大きい「全交流動力電源喪失」において、復水貯蔵槽への補給に期待できる場合、復水貯蔵槽の水位は初期から最大で約2.7m低下する。従って、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）では、復水移送ポンプのトリップ水位に上記の水位低下分を加算した3.7mが要求水位となるが、従前の「第40条 非常用炉心冷却系その2」の要求と同一の値である4.4mとの管理の統一化を図り、保安規定に定める運転上の制限の所要値は「4.4m」とする。（添付-1）</p> <p>適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p> <p>a. 水位確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。）                  確認頻度は、保安規定第46条（サプレッションプールの水位）の確認頻度が「24時間に1回」で設定されているので、それを準用した対応とする。</p> <p>運転上の制限を満足していない場合の条件を記載する。                  復水貯蔵槽の水量が所要量を満足していない場合を条件として記載する。</p> <p>要求される措置について記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.3（2）,（3））</p> <p>【運転、起動及び高温停止】</p> <p>A1. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設備が動作可能であることを「速やかに」確認する。「設置変更許可申請書（添付書類十）」技術的能力では「復水貯蔵槽を水源とした対応」に対してサプレッション・チェンバを“機能喪失を想定する設計基準事故対処設備”として整理している。</p> <p>A2. A1.の確認に加え、サプレッションプールを水源とした系統（非常用炉心冷却系）が動作可能であることを“速やかに”確認する。</p> <p>A3. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合には、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた外部からの補給が可能であることを確認する。完了時間は設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限の「3日間」とする。                  なお、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。                  移送についての準備時間については66-11-3（海水移送設備）参照。</p> <p>A4. 当該設備の水量を復旧する。完了時間は当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能な場合のAOT上限の「30日間」とする。</p> <p>B1., B2. 既保安規定と同様の設定とする。</p>	
				適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間																																							
運転 起動 高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	A1. 当直長は、サプレッション・チェンバ水位が規定値以上であることを確認する。	速やかに																																											
		及び																																												
		A2. 当直長は、サプレッションプールを水源とした非常用炉心冷却系 <sup>3</sup> 2系列を起動し、動作可能であることを確認する <sup>4</sup> 。	速やかに																																											
		及び																																												
		A3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 <sup>5</sup> が動作可能であることを確認する。	3日間																																											
		及び																																												
		A4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。	30日間																																											
		及び																																												
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。	24時間																																											
		及び																																												
		B2. 当直長は、冷温停止にする。	36時間																																											



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
冷温停止燃料交換※6	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足していない場合	<p>A 1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、<b>第40条で要求される</b>サプレッションプールを水源とした非常用炉心冷却系について、1系列を起動し、動作可能であることを確認する※4とともに、<b>その他の設備※7残りの非常用炉心冷却系</b>が動作可能※7であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※5が動作可能であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>【冷温停止，燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）】</p> <p>A 1. 当該設備の水量を復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>A 2. 【運転，起動及び高温停止】におけるA 2. と同様。ただし，完了時間は冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）であることから“速やかに”とする。</p> <p>A 3. 【運転，起動及び高温停止】におけるA 3. と同様。ただし，完了時間は冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）であることから“速やかに”とする。</p>	記載の適正化
<p>※3：自動減圧系を除く。</p> <p>※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。</p> <p>※5：可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい，速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため，可搬型代替注水ポンプ（A-2級）を設置する等の補完措置が完了していることを含む。</p> <p>※6：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※7：非常用炉心冷却系（自動減圧系を除く）のうちいずれか1系列をいい，動作可能とは，至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>					

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																									
<p>66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 ①</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="240 415 1308 705"> <thead> <tr> <th>項目 ②</th> <th>運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備<sup>※1</sup>及び常設代替直流電源設備<sup>※2</sup></td> <td>(1) 運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換<sup>※3</sup>において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること (2) 燃料交換<sup>※4</sup>において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備のうち, AM用直流125V充電器又はAM用直流125V蓄電池が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="240 743 1308 1161"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態 ④</th> <th>設備 ⑤</th> <th>所要数 ⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換<sup>※3</sup></td> <td>直流125V充電器A<sup>※5-3</sup></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>直流125V蓄電池A<sup>※5-3</sup></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>直流125V充電器A-2<sup>※5-3</sup></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>直流125V蓄電池A-2<sup>※5-3</sup></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>AM用直流125V充電器<sup>※4</sup></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>AM用直流125V蓄電池<sup>※4</sup></td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料交換<sup>※4</sup></td> <td>AM用直流125V充電器<sup>※6</sup></td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>AM用直流125V蓄電池<sup>※6</sup></td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 所内蓄電式直流電源設備とは, 直流125V充電器A, 直流125V蓄電池A, 直流125V充電器A-2, 直流125V蓄電池A-2, AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※2: 常設代替直流電源設備とは, AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※3: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※4: 原子炉が次に示す状態となった場合は適用する。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※5-3: 動作不能時は, 「第62条 直流電源その1」及び「第63条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※6-4: AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池が動作不能時は, 「66-9-3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	項目 ②	運転上の制限 ③	所内蓄電式直流電源設備 <sup>※1</sup> 及び常設代替直流電源設備 <sup>※2</sup>	(1) 運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換 <sup>※3</sup> において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること (2) 燃料交換 <sup>※4</sup> において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備のうち, AM用直流125V充電器又はAM用直流125V蓄電池が動作可能であること	適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※3</sup>	直流125V充電器A <sup>※5-3</sup>	1個	直流125V蓄電池A <sup>※5-3</sup>	1組	直流125V充電器A-2 <sup>※5-3</sup>	1個	直流125V蓄電池A-2 <sup>※5-3</sup>	1組	AM用直流125V充電器 <sup>※4</sup>	1個	AM用直流125V蓄電池 <sup>※4</sup>	1組	燃料交換 <sup>※4</sup>	AM用直流125V充電器 <sup>※6</sup>	1個	AM用直流125V蓄電池 <sup>※6</sup>	1組	<p>① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十七条(1.14)が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるように, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))</p> <p>・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十七条(1.14) 「電源設備(手順等)」では, 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置する(手順を定める)こと。</p> <p>④ 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系は, 非常用電源が喪失した場合に重大事故等の防止・緩和に必要な設備に対し給電を行うために必要な設備であり, 負荷の切り離しを行わず8時間, その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できること及び66-13(計測設備)における監視に必要な機器に電源を供給するための設備であるから, 適用される原子炉の状態は「運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換」とする。原子炉内に燃料を装荷している期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間とするが, 原子炉の状態が燃料交換において原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合は, 保有水量が多く燃料プール代替注水系にて注水可能であること, また, 原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが開の場合は, 燃料プール代替注水系により使用済燃料プール水位が維持可能であるため除くこととし, 適用される原子炉の状態は「運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合)」とする。</p> <p>なお, AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池については, 原子炉の状態が燃料交換(原子炉が次に示す状態となった場合に適用する。(1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で, かつプールゲートが開の場合又は(2)原子炉内から全燃料が取出され, かつプールゲートが閉の場合)を含む。</p> <p>また, 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域), 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)及び使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)の電源として, 可搬型直流電源設備(可搬型交流電源設備及びAM用直流125V充電器)又はAM用直流125V蓄電池のいずれかからの電源供給が必要であることから, 66-9-3(使用済燃料プール監視設備)についても運転上の制限として要求する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 充電器は各1個, 蓄電池は各1組ずつ設置されており, その数を所要数とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1), 添付-2)</p>	<p>コメントNo. 144</p>
項目 ②	運転上の制限 ③																										
所内蓄電式直流電源設備 <sup>※1</sup> 及び常設代替直流電源設備 <sup>※2</sup>	(1) 運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換 <sup>※3</sup> において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること (2) 燃料交換 <sup>※4</sup> において, 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備のうち, AM用直流125V充電器又はAM用直流125V蓄電池が動作可能であること																										
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥																									
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 <sup>※3</sup>	直流125V充電器A <sup>※5-3</sup>	1個																									
	直流125V蓄電池A <sup>※5-3</sup>	1組																									
	直流125V充電器A-2 <sup>※5-3</sup>	1個																									
	直流125V蓄電池A-2 <sup>※5-3</sup>	1組																									
	AM用直流125V充電器 <sup>※4</sup>	1個																									
	AM用直流125V蓄電池 <sup>※4</sup>	1組																									
燃料交換 <sup>※4</sup>	AM用直流125V充電器 <sup>※6</sup>	1個																									
	AM用直流125V蓄電池 <sup>※6</sup>	1組																									

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																					
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 331 902 373">項目 ⑦</th> <th data-bbox="902 331 1110 373">頻度</th> <th data-bbox="1110 331 1308 373">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 373 902 468">1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td data-bbox="902 373 1110 468">定検停止時</td> <td data-bbox="1110 373 1308 468">運転評価GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 468 902 632">2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="902 468 1110 632">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 468 1308 632">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 632 902 795">3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="902 632 1110 795">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 632 1308 795">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 795 902 873">4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="902 795 1110 873">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 795 1308 873">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 873 902 995">5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td data-bbox="902 873 1110 995">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 873 1308 995">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 995 902 1066">6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td data-bbox="902 995 1110 1066">1週間に1回</td> <td data-bbox="1110 995 1308 1066">当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="231 1073 917 1104">※7：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="320 1115 1234 1150">（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</li> <li data-bbox="320 1161 1130 1197">（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</li> </ul>	項目 ⑦	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定検停止時	運転評価GM	2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	<p data-bbox="1347 359 2510 394">⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p> <p data-bbox="1406 394 2116 430">a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。）</p> <p data-bbox="1457 430 1635 466">項目1が該当。</p> <p data-bbox="1457 466 2516 531">定期検査時の確認事項は、保安規定第62条（直流電源その1）に設定されており、それを準用した対応とする。</p> <p data-bbox="1406 569 2246 604">b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。）</p> <p data-bbox="1457 604 1843 640">項目2, 3, 4, 5, 6が該当。</p> <p data-bbox="1457 640 2516 705">通常運転中の確認事項は保安規定第62条（直流電源その1）に設定されており、それを準用した対応とする。</p> <p data-bbox="1457 705 2516 774">直流125V蓄電池A及びA-2の浮動充電時の蓄電池電圧値は第62条（直流電源その1）同様とする。</p> <p data-bbox="1457 774 2516 844">AM用直流125V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧値はメーカー仕様書に基づき設定する。（添付-2）</p>	<p data-bbox="2549 478 2822 514">コメントNo. 144</p>
項目 ⑦	頻度	担当																					
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定検停止時	運転評価GM																					
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																					
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																					
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																					
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※7において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																					
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																					

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
(3) 要求される措置				<p>⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 蓄電池が動作不能の場合及び充電器が動作不能の場合を条件として設定する。</p> <p>⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))</p> <p>【運転, 起動及び高温停止】</p> <p>A1. 蓄電池が動作不能となった場合には, 残りの蓄電池を枯渇する前に, 交流電源により, 充電器を経由し, 直流母線に電力を供給することが重要となることから, 非常用ディーゼル発電機が動作可能であること及び当該蓄電池の充電器が健全であることを“速やかに”確認する。なお, 確認対象の非常用ディーゼル発電機については, 原子炉隔離時冷却系の電源区分に対応するA系を対象とする。</p> <p>A2. A1.と同様の考え方で, SA電源として常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。常設代替交流電源設備の準備時間は約50分であり, 蓄電池が枯渇するまえに給電することが可能である(添付-3)。完了時間は, 対応する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。</p> <p>A3. 当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。完了時間は, 当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「30日間」とする。</p> <p>B1. 充電器が動作不能となった場合には, 必要な直流電源が確保されていることを確認するため, 蓄電池A, A-2及びAMが健全であることを“速やかに”確認する。</p> <p>B2. 充電器が故障した場合, 残りの充電器を経由し, 直流母線に電力を供給することが重要となることから, 非常用ディーゼル発電機が動作可能であること及び残りの充電器が健全であることを“速やかに”確認する。なお, 確認対象の非常用ディーゼル発電機については, 原子炉隔離時冷却系の電源区分に対応するA系を対象とする。</p> <p>B3. B2.と同様の考え方で, SA電源として常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。常設代替交流電源設備の準備時間は約50分であり, 蓄電池が枯渇するまえに給電することが可能である(添付-3)。完了時間は, 対応する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。</p> <p>B4. 当該充電器を動作可能な状態に復旧する。完了時間は, 当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「30日間」とする。</p> <p>C1., C2. 既保安規定と同様の設定とする。</p>	
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	<p>A1. 当直長は, 非常用ディーゼル発電機A系を起動し, 動作可能であることを確認するとともに, 当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 当直長は, 常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに, 当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 当直長は, 当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに   3日間   30日間		
	B. 充電器が動作不能の場合	<p>B1. 当直長は, 蓄電池A, A-2及びAMが健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B2. 当直長は, 非常用ディーゼル発電機A系を起動し, 動作可能であることを確認するとともに, 残りの充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B3. 当直長は, 常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに, 残りの充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B4. 当直長は, 当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに   3日間   30日間		
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C1. 当直長は, 高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C2. 当直長は, 低温停止にする。</p>	24時間  36時間		



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
冷温停止 燃料交換※8	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに  速やかに	<p>【冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）】</p> <p>A1. 当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>A2. 【運転、起動及び高温停止】におけるA2.と同様。ただし、冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）であることから、完了時間は“速やかに”とする。</p> <p>B1. 当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>B2. 【運転、起動及び高温停止】におけるB3.と同様。ただし、冷温停止及び燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）であることから、完了時間は“速やかに”とする。</p>	コメントNo. 144
	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに  速やかに		
燃料交換※9	A. AM用直流12.5V充電器及びAM用直流12.5V蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、AM用直流12.5V充電器又はAM用直流12.5V蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 1. 当直長は、蓄電池A及び充電器Aが健全であることを確認する。 又は A2. 2. 当直長は、蓄電池A-2及び充電器A-2が健全であることを確認する。	速やかに  速やかに  速やかに	<p>【燃料交換（原子炉が次に示す状態となった場合に適用する。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合又は（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合）】</p> <p>A1. AM用直流12.5V充電器又はAM用直流12.5V蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>A2. 1., A2. 2. 当直長は、蓄電池A及び充電器A又は蓄電池A-2及び充電器A-2が健全であることを“速やかに”確認する。</p>	
<p>※8：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※9：原子炉が次に示す状態となった場合に適用する。</p> <p>（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>					

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
表66-14 運転員が中央制御室にとどまるための設備		<p>① 設置許可規程規則（技術的能力審査基準）第五十九条（1.16）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系が動作可能であること、並びにデータ表示装置（待避室）等の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、中央制御室は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は中央制御室あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>また、資機材搬入に伴うハッチ、扉等の一時的なバウンダリの開放については、要員を配置する等速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十九条（1.16）                      「原子炉制御室（の居住性に関する手順等）」として、重大事故が発生した場合においても（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）運転員がとどまるために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。</p> <p>なお、通信連絡に係わる設備は、66-17-1（通信連絡設備）にて整理する。</p> <p>④ 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系、中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系、その他陽圧化時の監視計器や中央制御室待避室に配備する設備については、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（被ばく評価において期待している設備）である。運転停止中／使用済燃料プールの有効性評価にて、炉心損傷又は使用済燃料プールの燃料損傷に至ることがないことを示しているように、冷温停止中は被ばくの原因となる大量の放射性物質放出を伴う事象が発生する可能性は低い<b>ため中央制御室バウンダリと中央制御室陽圧化バウンダリは同バウンダリであることから中央制御室換気空調系（第57条）と同じ適用される原子炉の状態「運転、起動及び高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」とする。</b>                      可搬型蓄電池内蔵型照明は、重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（被ばく評価において期待している設備以外）であり、中央制御室照明が機能喪失した際には必要となることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 中央制御室可搬型陽圧化空調機は、1N要求設備であり、中央制御室の居住性を確保するために必要な台数として、フィルタユニットは6号炉及び7号炉それぞれ1セット1台の計2台及びブロウユニットは6号炉及び7号炉それぞれ1セット2台の計4台を所要数とする。                      中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）は、中央制御室待避室の居住性を確保するために必要な容量として、工事計画認可申請書に基づき174本を所要数とする。</p>	
66-14-1 中央制御室の居住性確保①			
(1) 運転上の制限			
項目 ②	運転上の制限 ③		
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室）、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）、差圧計及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること		
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明の所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態④	設備 ⑤	所要数 ⑥	
運 転 起 動 高温停止 炉心変更時※4 又は原子炉建屋 原子炉棟内で照 射された燃料に 係る作業時	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）	2台	
	中央制御室可搬型陽圧化空調機（ブロウユニット）	4台	
	中央制御室待避室陽圧化装置（空気ポンペ）	174本	
	データ表示装置（待避室）	1台	
	中央制御室待避室遮蔽（可搬型）	1式	
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	2個	
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	差圧計	2個	
	可搬型蓄電池内蔵型照明	2個	
	衛星電話設備（常設）	※4.5	
	無線連絡設備（常設）	※4.5	
	常設代替交流電源設備	※5.6	
※1：陽圧化に必要なバウンダリ※3，弁，配管，ダクト及びダンパを含む。また，ダクト及びダンパ等の故障により運転上の制限を満足しない場合は，「第57条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。 ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3，弁及び配管を含む。 ※3：バウンダリの一時的な開放については，速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。			

コメントNo.144

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																																							
<p>※4-5:「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。                  ※5-6:「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="240 478 1308 1860"> <thead> <tr> <th>項目 ⑦</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ブロウユニット)の性能確認を実施する。</td> <td>定検停止時</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>2. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>化学管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ブロウユニット)を起動し, 動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. MCR排気隔離ダンパ, MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉することを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 所要数の中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)が規定圧力であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い, 使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>7. 差圧計が健全であることを確認する。</td> <td>定検停止時</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>8. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>9. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>10. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。</td> <td>定検停止時</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, データ表示装置(待避室)の伝送確認を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室待避室遮蔽(可搬型)が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目 ⑦	頻度	担当	1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ブロウユニット)の性能確認を実施する。	定検停止時	原子炉GM	2. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	3. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ブロウユニット)を起動し, 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	4. MCR排気隔離ダンパ, MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉することを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	5. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 所要数の中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い, 使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長	7. 差圧計が健全であることを確認する。	定検停止時	計測制御GM	8. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	当直長	9. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	10. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定検停止時	発電GM	11. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, データ表示装置(待避室)の伝送確認を実施する。	3ヶ月に1回	計測制御GM	12. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室待避室遮蔽(可搬型)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM	<p>データ表示装置(待避室)は, 中央制御室待避室に待避中の運転員がプラントパラメータの監視を行うために必要な台数として, 1台を所要数とする。                  中央制御室待避室遮蔽(可搬型)は, 中央制御室待避室の遮蔽に必要となる1式を所要数とする。                  酸素濃度・二酸化炭素濃度計は, 中央制御室内及び中央制御室待避室内の陽圧化時の居住環境を測定するため6号及び7号炉起動断面では3個必要だが, 7号炉のみ起動断面では7号炉中央制御室及び中央制御室待避室にそれぞれ1個あればいいので2個を所要数とする。                  差圧計は, 中央制御室内とコントロール建屋, 中央制御室待避室内とコントロール建屋の陽圧化時の差圧を測定するために必要となる2個を所要数とする。                  可搬型蓄電池式内蔵照明は, 7号炉の運転員が中央制御室内又は中央制御室待避室内で監視操作等に必要の照度を確保するために必要な台数として, 2個を所要数とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1), 添付-2)</p> <p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)</p> <p>a. 性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。)                  項目1, 7, 10が該当。                  「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベイランス頻度の考え方に基づき定検毎に性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。)                  項目2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 11, 12が該当。                  項目2, 3, 5, 6, 8, 9, 11, 12については, 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベイランス頻度の考え方に基づき, 3ヶ月に1回, 動作可能であることを確認する。                  項目4の頻度については, 設計基準事故対処設備のサーベイランス頻度と同等とし, 1ヶ月に1回とする。                  なお, 項目11については, 常設重大事故等対処設備であるが, 系統と切り離して保管しているため, 可搬型重大事故等対処設備のサーベイランス頻度の考え方と同様に, 3ヶ月に1回, 動作可能であることを確認する。</p> <p>フィルタユニットについては, 外観点検にて, 保管容器がフィルタ性能に影響を与えるような状態にないことを確認し, 性能を満足していると判断する。</p>	<p>コメントNo.144</p>
項目 ⑦	頻度	担当																																							
1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ブロウユニット)の性能確認を実施する。	定検停止時	原子炉GM																																							
2. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM																																							
3. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室可搬型陽圧化空調機(ブロウユニット)を起動し, 動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長																																							
4. MCR排気隔離ダンパ, MCR通常時外気取入隔離ダンパ及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉することを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																							
5. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 所要数の中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長																																							
6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い, 使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	当直長																																							
7. 差圧計が健全であることを確認する。	定検停止時	計測制御GM																																							
8. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	当直長																																							
9. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM																																							
10. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定検停止時	発電GM																																							
11. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, データ表示装置(待避室)の伝送確認を実施する。	3ヶ月に1回	計測制御GM																																							
12. 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 中央制御室待避室遮蔽(可搬型)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理GM																																							



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
(3) 要求される措置				<p>⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系等は、1N要求設備であるため、動作可能な系統数が1N未満となった場合又は所要数を満足しない場合を条件として設定する。</p> <p>⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3))</p> <p>【運転、起動及び高温停止】</p> <p>A1. 重大事故等対処設備が動作不能となった場合は、対応する設計基準事故対処設備が動作可能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類八)」で整理した“機能喪失を想定する設計基準事故対処設備”である中央制御室非常用換気空調系が該当し、完了時間は“速やかに”とする。 中央制御室非常用換気空調系は、再循環運転モードを確認する。</p> <p>A2. 当該系統の機能を補完する代替措置(空調機の補充等)を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。</p> <p>A3. 当該系統を動作可能な状態へ復旧する。完了時間は代替措置を実施した場合のAOT上限の「10日間」とする。</p> <p>B1. A1と同様。</p> <p>B2. 動作不能となった重大事故等対処設備の機能を補完する自主対策設備が動作可能であることを確認する。対象となる設備は「設置変更許可申請書(添付書類十)」技術的能力で整理したカードル式空気ポンベユニットが該当し、完了時間は対応する設計基準事故対処設備が動作可能である場合のAOT上限(1N未満)である「3日間」とする。</p> <p>カードル式空気ポンベユニットの準備操作は、空気の供給開始までに時間を要するが、中央制御室待避室に必要空気量を供給できることから、事前配備等の準備時間短縮の補完措置を実施することで、中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)の機能を代替できる。(添付-3)</p> <p>B3. A3と同様。</p>	
適用される原子炉の状態	条件 ⑧	要求される措置 ⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止 炉心変更 時 <sup>*7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	<p>A1. 当直長は、6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備<sup>*6-3</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 当直長は、代替措置<sup>*7-9</sup>を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p>		<p>コメントNo.171</p> <p>コメントNo.144</p>
	B. 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンベ)による中央制御室待避室の加圧系が動作不能の場合	<p>B1. 当直長は、6号炉及び7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備<sup>*8-3</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B2. 当直長は当該機能を補完する自主対策設備<sup>*8-10</sup>が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B3. 当直長は、当該機能を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに</p> <p>3日間</p> <p>10日間</p>	<p>コメントNo.171</p>	



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止 炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	C. 動作可能なデータ表示装置(待避室), 中央制御室待避室遮蔽(可搬型), 差圧計, 酸素濃度・二酸化炭素濃度計又は可搬型蓄電池内蔵型照明が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は, 代替措置 <sup>※7.9</sup> を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※8.10</sup> 。	10日間  10日間	C1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する。完了時間は, 緊急時対策所に係るその他の設備と同様に, 「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合, 少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し, 「10日間」とする。  C2. 当該設備の機能を補完する代替措置(表示装置又は記録要員の確保もしくは可搬型遮蔽, 計測機器又は可搬型照明の補充等)を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は, 緊急時対策所に係るその他の設備と同様に, 「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合, 少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し, 「10日間」とする。	コメントNo.144
	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は, 高温停止にする。 及び D2. 当直長は, 冷温停止にする。	24時間  36時間	D1., D2. 既保安規定と同様の設定とする。  <b>E1., E2. 保安規定第57条(中央制御室非常用換気空調系)と同様の設定とする。</b>	
	E. 炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において, 条件A, B, C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は, 炉心変更を中止する。 及び E2. 当直長は, 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに  速やかに	【冷温停止及び燃料交換】 A1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。  A2. 【運転, 起動及び高温停止】におけるC2.と同様。ただし, 代替措置とは, 可搬型照明の補充等をいう。また, 冷温停止及び燃料交換であることから, 完了時間は“速やかに”とする。	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池内蔵型照明が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は, 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は, 代替措置 <sup>※7.9</sup> を検討し, 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに  速やかに		
<p><b>※7: 停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。</b></p> <p><b>※6.8: 残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい, 至近の記録等により動作可能であることを確認する。</b></p> <p><b>※7.9: 代替品の補充等をいう。</b></p> <p><b>※8.10: カードル式空気ポンベユニットによる中央制御室待避室の加圧をいう。(準備時</b></p>					

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考
<p>間短縮の補完措置を含む) ※9.1.1 : 10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>		コメントNo.144

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
表66-16 緊急時対策所		<p>① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること並びに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置等の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）） また、一時的なバウンダリの開放については、要員を配置する等速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18） 「緊急時対策所（の居住性に関する手順等）」では、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまり、必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。</p> <p>なお、必要な指示及び通信連絡に係わる設備は、66-17-1（通信連絡設備）にて整理する。</p> <p>④ 陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系及び二酸化炭素吸収装置については、重大事故等が発生した場合において、短期間の放射性物質放出（格納容器ベント実施時）に対応する設備であり、<b>だが、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものであることから、中央制御室換気空調系（第57条）と同じ適用される原子炉の状態「運転、起動及び、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」</b>とする。なお、当該設備は6号炉及び7号炉共用設備であるが、本条文は7号炉の原子炉の状態に対して定める。 可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型エリアモニタについては、長期間の放射性物質放出に対応する設備であるため、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 陽圧化装置（空気ポンプ）は、重大事故時において、対策本部の陽圧化並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な本数として、工事計画認可申請書に基づき、123本を所要数とする。 二酸化炭素吸収装置は、重大事故時において、対策要員等が二酸化炭素濃度の増加により窒息することを防止するために必要な台数として、1台を所要数とする。 可搬型外気取入送風機は、必要な換気容量を有するもの2台を所要数とする。 可搬型陽圧化空調機は、必要な換気容量を有するもの1台を所要数とする。</p>	
66-16-1 緊急時対策所の居住性確保（対策本部） ①			
（1）運転上の制限			
項目 ②	運転上の制限 ③		
被ばく低減設備	<p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作可能であること※<sup>1</sup></p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の所要数が動作可能であること</p> <p>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※<sup>2</sup></p> <p>(4) 差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）及び二酸化炭素濃度計（対策本部）の所要数が動作可能であること</p>		
その他設備	可搬型エリアモニタ（対策本部）の所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態④	設備 ⑤		所要数※ <sup>4</sup> ⑥
運転 起動 高温停止 炉心変更時※ <sup>5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）		123本
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置		1台
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機		2台
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機	1台	
	差圧計（対策本部）	1個	
	酸素濃度計（対策本部）	1個	
	二酸化炭素濃度計（対策本部）	1個	
	可搬型エリアモニタ（対策本部）	1台	
	可搬型モニタリングポスト	※5-6	

コメントNo.145

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																																										
<p>※1：陽圧化に必要なバウンダリ<sup>※3</sup>、弁及び配管を含む。                  ※2：陽圧化に必要なバウンダリ<sup>※3</sup>及びダクトを含む。                  ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足していないとはみなさない。                  ※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）あたりの合計所要数。                  ※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。                  ※5-6：「66-15-1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。</p>	<p>差圧計は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視するため、1個を所要数とする。                  酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、対策本部の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることを測定するため、それぞれ1個を所要数とする。                  可搬型エリアモニタは、重大事故時において、対策本部内の放射線量の監視のため、1台を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）、添付-2）</p>	<p>コメントNo.145</p>																																										
<p>(2) 確認事項</p>	<p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 636 937 678">項目⑦</th> <th data-bbox="937 636 1130 678">頻度</th> <th data-bbox="1130 636 1338 678">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 678 937 800">1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 678 1130 800">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 678 1338 800">化学管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 800 937 877">2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。</td> <td data-bbox="937 800 1130 877">定検停止時</td> <td data-bbox="1130 800 1338 877">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 877 937 955">3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 877 1130 955">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 877 1338 955">モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 955 937 1033">4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。</td> <td data-bbox="937 955 1130 1033">定検停止時</td> <td data-bbox="1130 955 1338 1033">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1033 937 1161">5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1033 1130 1161">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1033 1338 1161">モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1161 937 1289">6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1161 1130 1289">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1161 1338 1289">5号炉当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1289 937 1367">7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1289 1130 1367">定検停止時</td> <td data-bbox="1130 1289 1338 1367">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1367 937 1495">8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1367 1130 1495">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1367 1338 1495">原子炉GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1495 937 1572">9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。</td> <td data-bbox="937 1495 1130 1572">1年に1回</td> <td data-bbox="1130 1495 1338 1572">放射線安全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1572 937 1650">10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1572 1130 1650">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1572 1338 1650">放射線安全GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1650 937 1728">11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。</td> <td data-bbox="937 1650 1130 1728">1年に1回</td> <td data-bbox="1130 1650 1338 1728">発電GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1728 937 1806">12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="937 1728 1130 1806">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1728 1338 1806">発電GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1806 937 1858">13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。</td> <td data-bbox="937 1806 1130 1858">1年に1回</td> <td data-bbox="1130 1806 1338 1858">発電GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目⑦	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定検停止時	原子炉GM	3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定検停止時	原子炉GM	5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長	7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定検停止時	原子炉GM	8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	原子炉GM	9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	<p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。）                  項目2, 4, 7, 9, 11, 13, 15が該当。                  「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき定検毎（又は1年に1回）に性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。）                  項目1, 3, 5, 6, 8, 10, 12, 14, 16が該当。                  項目1, 3, 5, 6, 10, 12, 14, 16「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき、3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。                  項目8の頻度については、設計基準事故対処設備のサーベランス頻度と同等とし、1ヶ月に1回とする。</p> <p>活性炭フィルタについては、外観点検にて、フィルタの保管状態に異常がないことを確認することで、性能を満足していると判断する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計については、電源を入れ、使用可能であることを確認する。</p>	
項目⑦	頻度	担当																																										
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM																																										
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定検停止時	原子炉GM																																										
3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																										
4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定検停止時	原子炉GM																																										
5. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																										
6. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長																																										
7. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定検停止時	原子炉GM																																										
8. 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	原子炉GM																																										
9. 可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM																																										
10. 可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM																																										
11. 酸素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM																																										
12. 酸素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM																																										
13. 二酸化炭素濃度計（対策本部）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM																																										



保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考
14. 二酸化炭素濃度計（対策本部）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM		
15. 差圧計（対策本部）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM		
16. 差圧計（対策本部）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM		
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間	
運転 起動 高温停止 炉心変更時*7 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置*6.8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに  速やかに	
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B2. 当直長は、代替措置*6.8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*7.9。	10日間  10日間	
	C. 動作可能な5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置、差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）又は二酸化炭素濃度計（対策本部）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C2. 当直長は、代替措置*6.8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する*7.9。	10日間  10日間	
			⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系等は、1N要求設備であるため、所要数が1N未満となった場合を条件として設定する。  ⑨ 要求される措置について記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3)）  【運転、起動及び高温停止】 A1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。完了時間は、保安規定第102条（放射線計測器類の管理）において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し“速やかに”動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  A2. 当該設備の機能を補完する代替措置（計測機器の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、保安規定第102条（放射線計測器類の管理）において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し代替措置を原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。  B1., C1. 当該システムを動作可能な状態に復旧する。完了時間は、保安規定第27条（計測及び制御設備）の「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。  B2., C2. 当該設備の機能を補完する代替措置（B2.については、送風機、空調機又は空気ポンプの補充等。C2.については、二酸化炭素吸収装置又は計測機器の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、緊急時対策所に係るその他の設備と同様、「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。  D1., D2. 既保安規定と同様の設定とする。  E1., E2. 保安規定第57条（中央制御室非常用換気空調系）と同様の設定とする。	コメントNo.145

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 当直長は、高温停止にする。 及び D2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間		
	E. 炉心変更時 <sup>※7</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び E2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに		コメントNo.145
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（対策本部）が所要数を満足していない場合	A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、代替措置 <sup>※6.8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	<b>【冷温停止及び燃料交換】</b> A1., B1., C1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。  A2., B2., C2. 当該設備の機能を補完する代替措置（A2. 及びC2. については、計測機器の補充等。B2. については、送風機又は空調機の補充等。）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。	
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機及び可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	B1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び B2. 当直長は、代替措置 <sup>※6.8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに		
	C. 動作可能な差圧計（対策本部）、酸素濃度計（対策本部）又は二酸化炭素濃度計（対策本部）が所要数を満足していない場合	C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び C2. 当直長は、代替措置 <sup>※6.8</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに		
<sup>※7</sup> ：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。 <sup>※6.8</sup> ：代替品の補充等をいう。 <sup>※7.9</sup> ：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。					

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
66-16-2 緊急時対策所の居住性確保（待機場所） ①			
(1) 運転上の制限			
項目 ②	運転上の制限 ③		
被ばく低減設備	(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系が動作可能であること※ <sup>1</sup> (2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※ <sup>2</sup> (3) 差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）及び二酸化炭素濃度計（待機場所）の所要数が動作可能であること		
その他設備	可搬型エリアモニタ（待機場所）の所要数が動作可能であること		
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数※ <sup>4</sup> ⑥	
運 転 起 動 高温停止 炉心変更時※ <sup>5</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）	1421本	
運 転 起 動 高温停止 低温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機	2台	
	差圧計（待機場所）	1個	
	酸素濃度計（待機場所）	1個	
	二酸化炭素濃度計（待機場所）	1個	
	可搬型エリアモニタ（待機場所）	1台	
※1：陽圧化に必要なバウンダリ※ <sup>3</sup> 、弁及び配管を含む。 ※2：陽圧化に必要なバウンダリ※ <sup>3</sup> 及びダクトを含む。 ※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 ※4：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）あたりの合計所要数。		① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18）が該当する。 ② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1） ③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること並びに可搬型エリアモニタ（待機場所）等の所要数が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は緊急時対策所（待機場所）あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）） また、一時的なバウンダリの開放については、要員を配置する等速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されていれば、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 ・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18） 「緊急時対策所（の居住性に関する手順等）」では、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまり、必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。 なお、必要な指示及び通信連絡に係わる設備は、66-17-1（通信連絡設備）にて整理する。 ④ 陽圧化装置（空気ポンベ）による加圧系については、重大事故等が発生した場合において、短期間の放射性物質放出（格納容器ベント実施時）に対応する設備であり、だが、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものであることから、中央制御室換気空調系（第57条）と同じ適用される原子炉の状態「運転、起動及び、高温停止及び炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時」とする。なお、当該設備は6号炉及び7号炉共用設備であるが、本条文は7号炉の原子炉の状態に対して定める。 可搬型陽圧化空調機による加圧系、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型エリアモニタについては、長期間の放射性物質放出に対応する設備であるため、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、低温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）） ⑤ ②に含まれる設備 ⑥ 陽圧化装置（空気ポンベ）は、重大事故時において、待機場所の陽圧化並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な本数として、工事計画認可申請書に基づき、1421本を所要数とする。 可搬型陽圧化空調機は、必要な換気容量を有するもの2台を所要数とする。 差圧計は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視するため、1個を所要数とする。	コメントNo.145

保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考																																							
<p>※5：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目⑦</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>化学管理GM</td> </tr> <tr> <td>2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>原子炉GM</td> </tr> <tr> <td>3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>5号炉当直長</td> </tr> <tr> <td>5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線安全GM</td> </tr> <tr> <td>6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線安全GM</td> </tr> <tr> <td>7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>発電GM</td> </tr> <tr> <td>11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計測制御GM</td> </tr> </tbody> </table>			項目⑦	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	1年に1回	原子炉GM	3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長	5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM	6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM	7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM	10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM	11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM	12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM	<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、待機場所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であることを測定するため、それぞれ1個を所要数とする。可搬型エリアモニタは、重大事故時において、待機場所内の放射線量の監視のため、1台を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1）、添付-2）</p> <p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。） 項目2, 5, 7, 9, 11が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方にに基づき1年に1回、性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。） 項目1, 3, 4, 6, 8, 10, 12が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方にに基づき可搬型設備は3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。</p> <p>活性炭フィルタについては、外観点検にて、フィルタの保管状態に異常がないことを確認することで、性能を満足していると判断する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計については、電源を入れ、使用可能であることを確認する。</p>	<p>コメントNo. 145</p>
項目⑦	頻度	担当																																									
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	化学管理GM																																									
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	1年に1回	原子炉GM																																									
3. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																									
4. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉当直長																																									
5. 可搬型エリアモニタ（待機場所）の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM																																									
6. 可搬型エリアモニタ（待機場所）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM																																									
7. 酸素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM																																									
8. 酸素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM																																									
9. 二酸化炭素濃度計（待機場所）の計器校正を実施する。	1年に1回	発電GM																																									
10. 二酸化炭素濃度計（待機場所）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電GM																																									
11. 差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	1年に1回	計測制御GM																																									
12. 差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計測制御GM																																									



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
(3) 要求される措置					
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止 炉心変更時 <sup>※6</sup> 又は 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに  速やかに	⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系等は、1N要求設備であるため、所要数が1N未満となった場合を条件として設定する。	
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合 又は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（空気ポンプ）による加圧系が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 又は B 2. 当直長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※8</sup> 。	10日間  10日間	⑨ 要求される措置について記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.3(2),(3)【運転、起動、高温停止、炉心変更時等】） A 1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。完了時間は、保安規定第102条（放射線計測器類の管理）において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し“速やかに”動作可能な状態に復旧する措置を開始する。  A 2. 当該設備の機能を補完する代替措置（計測機器の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、保安規定第102条（放射線計測器類の管理）において、放射線計測器類については「故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。」としていることから、この考え方を準用し代替措置を原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。  B 1., C 1. 当該システムを動作可能な状態に復旧する。完了時間は、保安規定第27条（計測及び制御設備）の「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。  B 2., C 2. 当該設備の機能を補完する代替措置（B 2. については、空調機又は空気ポンプの補充等。C 2. については、計測機器の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。完了時間は、緊急時対策所に係るその他の設備と同様、「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。  D 1., D 2 既保安規定と同様の設定とする。  E 1., E 2. 保安規定第57条（中央制御室非常用換気空調系）と同様の設定とする。	コメントNo. 145
	C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は C 2. 当直長は、代替措置 <sup>※7</sup> を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する <sup>※8</sup> 。	10日間  10日間		
	D. 条件B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 及び D 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間  36時間		
	E. 炉心変更時 <sup>※6</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、条件B、C又はDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 及び E 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに  速やかに		

保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間	<p>【冷温停止及び燃料交換】</p> <p>A1., B1., C1. 当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。</p> <p>A2., B2., C2. 当該設備の機能を補完する代替措置（A2. 及びC2. については、計測機器の補充等。B2. については、空調機の補充等）を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。</p>	<p>コメントNo. 145</p>
冷温停止燃料交換	A. 動作可能な可搬型エリアモニタ（待機場所）が所要数を満足していない場合	<p>A1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A2. 当直長は、代替措置※5-7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		
	B. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作不能の場合	<p>B1. 当直長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>B2. 当直長は、代替措置※5-7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		
	C. 動作可能な差圧計（待機場所）、酸素濃度計（待機場所）又は二酸化炭素濃度計（待機場所）が所要数を満足していない場合	<p>C1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>C2. 当直長は、代替措置※5-7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		
<p>※6：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の挿入・引抜を除く。</p> <p>※5-7：代替品の補充等をいう。</p> <p>※6-8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p>					

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考
66-16-3 緊急時対策所の代替電源設備 ①			
(1) 運転上の制限			
項目 ②	運転上の制限 ③		
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること		
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 <sup>※1</sup> ⑥	
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	
	可搬ケーブル	2組 <sup>※2</sup>	
	交流分電盤	3台	
	負荷変圧器	1台	
	燃料補給設備	※3	
<p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。</p> <p>※2：1組とは、3相各相1本の計3本をいう。</p> <p>※3：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、可搬型重大事故等対処設備である代替電源設備による電源系が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、緊急時対策所(対策本部及び待機場所)は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は緊急時対策所あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18） 「緊急時対策所(の居住性に関する手順等)」として、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまり、必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。[本項は代替交流電源からの給電が対象]</p> <p>④ 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（対策本部及び待機場所）は、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものである。重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備であるため、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、1台で必要な容量を有するものを燃料補給時の切替を考慮して2台を1セットとして所要数とする。 可搬ケーブルについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備1台あたり1組が必要である。工事計画認可申請書では予備も含めた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備4台に対して4組を設置することとしているが、運転上の制限としては、要求される5号炉原子炉建屋内可搬型電源設備2台に対する2組を所要数とする。 交流分電盤については、設置されている3台を所要数とする。 負荷変圧器については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤内に実装されている1台を所要数とする。 (保安規定変更に係る基本方針4.3（1）、添付-2)</p>	

保安規定 第66条 条文			記載の説明	備考
(2) 確認事項			<p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)</p> <p>a. 性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。) 項目1が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方にに基づき2年に1回、性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) 項目2, 3, 4, 5が該当。 項目2, 5については、「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方にに基づき、3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 項目3, 4の頻度については、設計基準事故対処設備のサーバランス頻度と同等とし、1ヶ月に1回とする。</p> <p>なお、負荷変圧器、交流分電盤、可搬ケーブルについては、1ヶ月に1回又は3ヶ月に1回の外観点検により、必要な機能を満足していることを確認する。</p>	
項目⑦	頻度	担当		
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM		
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM		
3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM		
4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM		
5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM		



保安規定 第66条 条文				記載の説明	備考
(3) 要求される措置				<p>⑧ 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載する。 代替電源設備による電源系は、1N要求設備であるため、所要数が1N未満となった場合を条件として記載する。</p> <p>⑨ 要求される措置について記載する。(保安規定に変更に係る基本方針4.3(2),(3)) 緊急時対策所は設計基準事故対処設備としては重要度分類指針において「緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能」として「MS-3」に分類されており、従来はLCO設定していない。緊急時対策所は、運転中/停止中の炉心、及び使用済燃料貯蔵プールの燃料に対して間接的に安全機能を有する設備であり、事故時に情報収集し必要な指示を行うためのものであることから、「MS-2」の「異常状態への対応上特に重要な構造物、系統及び機器」に分類されてLCO設定されている保安規定第27条(計測及び制御設備)の「事故時計装」の要求される措置/AOTを参考に以下に定める。</p> <p>【運転、起動及び高温停止】 A1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は6号炉又は7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能であるため、当該発電機から受電可能な状態であることを“速やかに”確認する。(添付-3)(保安規定変更に係る基本方針では記載されていないが、安全上有効な措置として実施する。) A2. 1., A2. 2. 当該系統(代替電源設備)の機能を補完する代替措置(発電機, ケーブル, 分電盤又は変圧器の補充等)を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。完了時間は、保安規定第27条(計測及び制御設備)の「事故時計装」の2つのチャンネルが動作不能となった場合、少なくとも1つのチャンネルを復旧するために認められている完了時間である「10日間」を準用し、「10日間」とする。 B1., B2. 既保安規定と同様の設定とする。</p> <p>【冷温停止及び燃料交換】 A1. 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を“速やかに”開始する。 A2. 【運転、起動及び高温停止】におけるA1.と同様。 A3. 当該系統の機能を補完する代替措置(発電機, ケーブル, 分電盤又は変圧器の補充等)を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て“速やかに”実施する。</p>	<p>コメント No. 171</p> <p>コメント No. 171</p>
適用される原子炉の状態	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間		
運転 起動 高温停止	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 当直長は、6号炉又は7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な状態であることを確認する。 及び A2. 1. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※5。 又は A2. 2. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに  10日間  10日間		
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 当直長は、高温停止にする。 及び B2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間  36時間		
冷温停止 燃料交換	A. 代替電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. 当直長は、6号炉又は7号炉の非常用ディーゼル発電機から受電可能な状態であることを確認する。 及び A3. 当直長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに  速やかに  速やかに		
<p>※4：代替品の補充をいう。</p> <p>※5：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p>					